

唐津市立小川小中学校いじめ防止基本方針

唐津市立小川小中学校

1 策定の意義

いじめは、人として決して許されない行為である。しかしながら、どの児童生徒にも、どの学校にも起こり得ることから、学校、家庭、地域が一体となって、一過性ではなく、継続して、未然防止、早期発見、早期対応に取り組まなければならない。

とりわけ、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む未然防止の活動は、教育活動の在り方と密接にかかわっており、いじめ問題への取組にあたっては、学校全体で組織的な取組を進める必要がある。

上記の考え方のもと、本校では全ての職員が「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童生徒はいない。」という基本認識にたち、全校の児童生徒が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように、「いじめ防止基本方針」を策定する。

2 いじめ防止等に関する基本的な考え方

(1) いじめの定義

いじめとは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

(2) 基本姿勢

いじめ防止のための基本姿勢として、以下の5つのポイントをあげる。

- ① 学校、学級内にいじめを許さない雰囲気をつくります。
- ② 児童生徒・教職員の人権感覚を高めます。
- ③ 児童生徒と児童生徒、児童生徒と教員をはじめとする校内における温かな人間関係を築きます。
- ④ いじめを早期に発見し、適切な指導を行い、いじめ問題を早期に解決します。
- ⑤ いじめの問題について保護者、地域そして関係機関との連携を深めます。

3 いじめの防止等のための指導体制・組織

(1) 「生徒指導協議会」の開催

小学校及び中学校の全教職員で、生活アンケートや、学期に一度のいじめに関するアンケート調査の結果等をもとに児童生徒の様子や変化について、情報を共有し、共通理解をする、「生徒指導協議会」を、月1回、第4水曜日に行う。

(2) 「いじめ防止対策委員会」の設置

いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、校長、教頭、生徒指導主事、教育相談担当及び学校評議員等による「いじめ防止対策委員会」を設置し、必要に応じて対策を検討する。

役割として、本校におけるいじめ防止等の取組に関することや、相談内容の把握、関係児童生徒、保護者への対応を協議する。なお、いじめに関する情報については、児童生徒の個人情報の取り扱いを考慮しながら、本校の教職員が共有する。

4 いじめの未然防止の取組

(1) 児童生徒に対して

- ① 児童生徒一人ひとりが認められ、お互いを大切にしたい、学級の一員として自覚できるような学級づくりを行う。また、「学級のルールを守る」といった規範意識の醸成に努める。
- ② わかる授業を行い、児童生徒に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感や成就感を育てる。
- ③ 思いやりの心や児童生徒一人ひとりがかけがえのない存在であるといった命の大切さを、道徳の時間や学級指導の時間の指導を通して育む。

- ④ 「いじめは決して許されないこと」という認識を児童生徒が持つように、様々な活動の中で指導する。
- ⑤ 見て見ないふりをするのは「いじめ」をしているのと変わらないことや、「いじめ」を見たら、先生や友達に知らせたり、やめさせる行動をとったりすることの大切さを指導する。その際、先生等に知らせることは決して悪いことではなく、先生に知らせず隠すことの方が悪いということもあわせて指導する。

(2) 教員に対して

- ① 児童生徒一人ひとりが、自分の居場所を感じられるような学級経営に努め、児童生徒との信頼関係を深める。
- ② 児童生徒が自己実現を図れるように、子どもが生きる授業を日々行うことに努める。
- ③ 児童生徒の思いやりの心や命の大切さを育む、道徳の授業や学級指導の充実を図る。
- ④ 日々の生活の中で、「いじめは決して許さない」という姿勢を教員が持っていることを、言葉や様々な活動を通して児童生徒に示す。
- ⑤ 児童生徒一人ひとりの変化に気付く、鋭敏な感覚をもつように努める。
- ⑥ 「児童生徒や保護者との信頼関係を築くには“傾聴”から」という共通理解を持ち、話を親身になって聞く姿勢を持つ。
- ⑦ 「いじめ」の構造やいじめの問題の対処等、「いじめ問題」についての理解を深める。
- ⑧ 特に、個人の人権感覚を磨き、自己の言動を振り返るようにする。
- ⑨ 問題を抱え込まず、同僚への相談、管理職への報告・相談をする。

(3) 学校全体として

- ① 全教育活動を通して、「いじめは絶対に許されない」という土壌を作る。
- ② 「いじめ問題」に関する校内研修を行い、「いじめ」について本校職員の理解を深めるとともに実践力を高める。
- ③ 校長が、「いじめの問題」に関する講話を全校朝会でを行い、学校として「いじめは絶対に許されない」ということと、「いじめ」に気付いた時には、担任をはじめ、周りの大人に知らせることの大切さを児童生徒に伝える。
- ④ 「いじめの問題」に関する児童会・生徒会としての取り組みを行う。
- ⑤ いつでも、誰にでも相談できる体制の充実を図る。

(4) 保護者・地域に対して

- ① 児童生徒が発する変化のサインに気付いたら、些細なことでも学校に相談することの大切さを伝える。
- ② 「いじめの問題」の解決には、学校・家庭・地域の連携を深めることが大切であることを、学級便り、ふれあい道徳授業、学校評議員会、すこやか小川っ子育成懇話会等で伝え、理解と協力をお願いする。

5 いじめの早期発見の取組

(1) 早期発見に向けて・・・「変化に気付く」

- ① 児童生徒の様子を、担任をはじめ多くの教員で見守り、気付いたことを共有する場として生徒指導協議会を月に一度は設ける。
- ② 様子に変化が感じられる児童生徒には、教師は積極的に声かけを行い、安心感を持たせる。
- ③ Q-Uやアンケート調査を活用し、児童生徒の人間関係や学校生活の悩み等の把握に努め、共に解決していこうとする姿勢を示して、児童生徒との信頼関係を深める。

(2) 相談ができる・・・「誰にでも」

- ① いじめに限らず、困った事や悩んでいることがあれば、誰にでも相談できることや相談することの大切さを児童生徒に伝えていく。
- ② いじめられている児童生徒や保護者からの訴えには、親身になって聞き、児童生徒の悩みや苦しみを受け止め、児童生徒を支え、いじめから守る姿勢を持って対応することを伝える。
- ③ いじめられている児童生徒の自己肯定感を高め、自尊感情を育むような教育活動を推進する。
- ④ いじめに関する相談を受けた教員は、管理職に報告するとともにいじめ対策委員会を通して校内で情報を共有するようにする。

(3) 「いじめ発見のチェックリスト」の活用【脱いじめの処方箋（H25、3刊 ぎょうせい）】

いじめは複雑化・潜在化し、大変見えにくくなっている。たとえば

A 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。

B 仲間はずれ、集団による無視をされる。

C 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。

D ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。

E 金品をたかられる。

F 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。

G 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。

H パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 などである。

しかし、いじめられている児童生徒は何らかのサインを発しているもの。このため、「日常と比べて表情や言動に変化がないか」、他の児童生徒と比べて違った言動や表情や学級の雰囲気に着目するための視点から、「チェックポイント」が有効になる。

場面など	観察の視点(特に、変化があった時に注目する)	
朝の会	<input type="checkbox"/> 遅刻・欠席が増える <input type="checkbox"/> 表情が暗くうつむきかげん	<input type="checkbox"/> 遅刻寸前の登校が増える <input type="checkbox"/> 出席確認の際、声が小さい
授業の開始時	<input type="checkbox"/> 忘れ物が多くなる <input type="checkbox"/> 机・椅子が散乱している <input type="checkbox"/> 一人だけ遅れて教室に入る	<input type="checkbox"/> 涙を流した気配が感じられる <input type="checkbox"/> 周囲がざわついている <input type="checkbox"/> 机が別の位置にある
授業中	<input type="checkbox"/> 正しい返答を揶揄される <input type="checkbox"/> 頭痛・腹痛を頻繁に訴える <input type="checkbox"/> 文字の筆圧が弱くなる <input type="checkbox"/> 不真面目な態度が目立つ	<input type="checkbox"/> ひどいあだ名で呼ばれる <input type="checkbox"/> グループ分けで孤立する <input type="checkbox"/> ぼんやりしていることが多い <input type="checkbox"/> ふざけて質問をする
休憩時	<input type="checkbox"/> わけもなく階段を歩く <input type="checkbox"/> 用もないのに職員室に来る <input type="checkbox"/> 集中してボールを当てられる <input type="checkbox"/> 保健室への来室が増える	<input type="checkbox"/> 一人であることが多い <input type="checkbox"/> 遊びの中に入れない <input type="checkbox"/> トイレに行く回数が多い <input type="checkbox"/> 悪ふざけをすることが多い
給食時	<input type="checkbox"/> 給食にイタズラされる <input type="checkbox"/> グループからはずされる	<input type="checkbox"/> 好きなメニューを他人に譲る <input type="checkbox"/> 嫌いな品目の盛り付けが多い
清掃時	<input type="checkbox"/> 一人残ることが多い <input type="checkbox"/> 嫌がる仕事を一人でする	<input type="checkbox"/> 目の前にゴミを捨てられる <input type="checkbox"/> 大声で詰めよられる
放課後	<input type="checkbox"/> 衣服の汚れ・破損がある <input type="checkbox"/> 急いで、一人で帰宅する <input type="checkbox"/> 部活動に参加しなくなる	<input type="checkbox"/> 擦り傷や鼻血の跡がある <input type="checkbox"/> 用もないのに教室に残る <input type="checkbox"/> 他の子の荷物を持っている
動作・表情	<input type="checkbox"/> おどおどした感じを与える <input type="checkbox"/> さびしそうな表情をする <input type="checkbox"/> 委員等を辞めたいと申し出る <input type="checkbox"/> 乱暴な言葉遣いをする	<input type="checkbox"/> 視線を合わせようとしない <input type="checkbox"/> ひとり言をよく言う <input type="checkbox"/> 手いたずらが目立つ <input type="checkbox"/> 反抗的態度が増える
持ち物 服装	<input type="checkbox"/> 教科書にイタズラ書きがある <input type="checkbox"/> 靴体操着等が隠される <input type="checkbox"/> 高価な物を持ってくる	<input type="checkbox"/> 掲示物を破られる <input type="checkbox"/> 急に携帯電話を使わなくなる <input type="checkbox"/> 目立つ服装をしってくる
その他	<input type="checkbox"/> トイレ等に落書きを書かれる <input type="checkbox"/> 小動物に残虐行為をする	<input type="checkbox"/> 提出物が遅れる <input type="checkbox"/> 校則違反、問題行動をする

6 いじめ事案への対応

(1) いじめ発生時の対応

- ① いじめ問題を発見したときには、学級担任だけで抱え込むことなく、学校長以下全ての教員が対応を協議し、的確な役割分担をしていじめ問題の解決にあたる。
- ② 情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、いじめられている児童生徒の身の安全を最優先に考え、いじている側の児童生徒に対しては毅然とした態度で指導にあたる。

- ③ 傍観者の立場にいる児童生徒たちにも、いじめているのと同様であるということを指導する。
- ④ 学校内だけでなく、各種団体や専門家と協力をして解決にあたる。
- ⑤ いじめられている児童生徒の心の傷を癒すために、スクールカウンセラーや養護教諭等と連携を取りながら、指導を行っていく。

学校・学級としての取り組み全体像

いじめを生まない、させない学級経営を行う（学級経営）

- ◇被害者（被害群）…いじめを受けている児童生徒
- ◇加害者（加害群）…いじめをしている児童生徒
- ◇観衆（快観群）…いじめはしないが、行為を面白がる児童生徒
- ◇傍観者（傍観群）…知らないふりをしている児童生徒

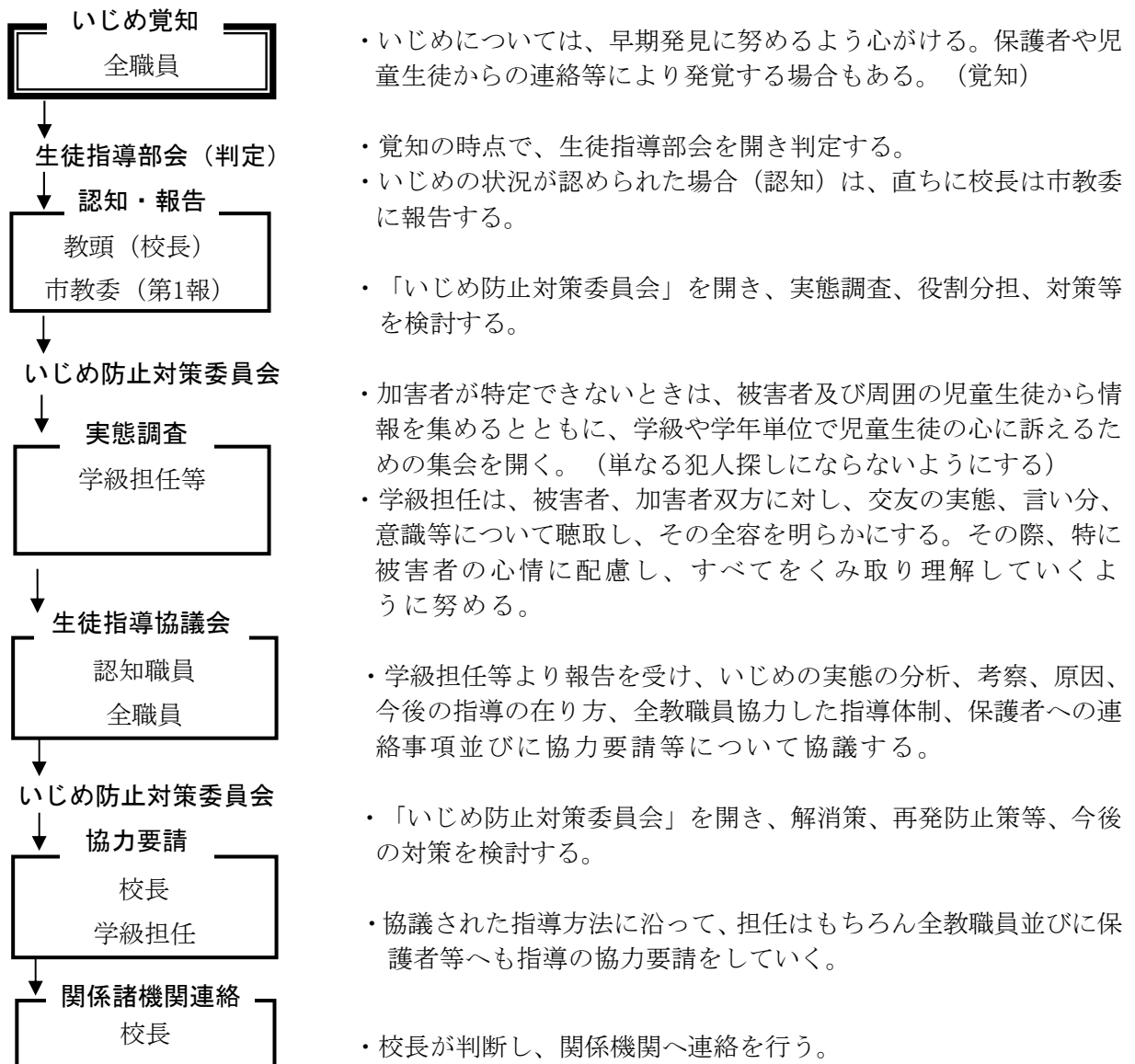
何事も見逃さない鋭い観察力を持つ（教職員としての姿勢）

- 冷やかし・からかいはないか！
 - ・あだ名、悪口を言う ・「〇〇死ね」と言う ・やじる、はやしたてる
 - ・ものを隠したりして、相手が途方に暮れているのを見て楽しむ等
- 仲間はずれや集団による無視が発生していないか！
 - ・相手にしない ・話しかけても話さない、口をきかない等
- 暴力や身体的苦痛を受けている児童生徒はいないか！
 - ・殴る、蹴るなどの暴力行為 ・ズボンや下着を下げる等
- たかりやゆすりなどの問題行動が発生していないか！
 - ・物品や金銭を要求する ・家から金銭を持ち出すよう命じる等
- 言葉や行動による脅かしが行われていないか！
 - ・言いがかりを付け、不快そうな表情や素振りをする
 - ・「誰かいうとただではまないぞ」と仕返しをほのめかす言動を吐く

背景を知り・常に連携をとる姿勢を保つ（情報収集・共有）

- ◆基本的な生活習慣や生活態度が十分に身に付いていない。
- ◆周囲より単一の評価を受け、行動の善し悪しについての明瞭な基準を持たない。
- ◆思いやり、正義感、善悪の判断等、人間関係を築くルールやモラルが十分身に付いていない。
- ◆人との関わりを面白さやふざける気持ちでごまかす。
- ◆残念ながら「いじめは絶対許されない」という認識が育っていない。
- ◆教職員の言動や態度が児童・生徒に大きな影響力をもつことを十分に認識する。
- ◆大人のモラルを欠いた行動が子どもたちに影響を与えている。等

(2) 重大事態への対応～危機管理マニュアル掲載事項～



主 な 専 門 機 関	◆唐津市教育委員会 (72-9158)	
	◆西部教育事務所北部支所 (73-1331)	
	◆唐津市青少年支援センター (唐津市)	
	所在地	◇〒847-0851 唐津市富士見町12番1号
	相談内容	◇学校生活、不登校、いじめ、進路、家族・友人のことなど
	相談時間	◇祝日、年末年始を除く毎日 9:00~16:00
	電話番号	◇0955-72-9467、子ども本人:0955-74-0110
	◆佐賀地方法務局「子ども人権110番」	
	所在地	◇〒840-0041 佐賀県佐賀市城内2-10-20
	相談内容	◇いじめ、体罰、児童虐待等をはじめとする子供の人権問題に関する相談全般。
相談時間	◇土・日曜、祝日、年末年始を除く9:00~17:00	
電話番号	◇TEL:0952-28-7110	
◆唐津警察署呼子幹部派出所 (唐津市呼子町)		
所在地	◇〒847-0304 佐賀県唐津市呼子町殿ノ浦970-1	
相談内容	◇緊急逼迫の状況に置けるいじめに関すること。	
電話番号	◇TEL:0955-82-3024	

7 いじめの再発防止への取組

被害児童生徒へのケア、加害生徒への指導、保護者を交えた謝罪の場の設定など、適切な措置により一定の解決を図った後、1か月以上の経過観察を行う。通常の生活の戻った状態を「解消」として判断し、「解消」に至った場合は、教育委員会に報告する。

8 職員研修

4月 … いじめの定義、対応についての研修会

8月 … いじめへの対応力向上を図る研修会、情報モラル研修会、人権・同和教育研修会等

3月 … いじめ防止等の取組の課題、次年度の取組についての研修会

9 取組体制の点検及び評価について

(1) いじめの問題に関する点検項目

いじめ問題の対応について学校自己点検を行い、改善充実を図るため、定期的に「いじめの問題への取組についてのチェックポイント」（平成18年10月19日付け18文科初第711号）を参考として点検する。

(2) 学校評価の活用

学校評価に共通評価項目として設定している「いじめ問題への対応」について、評価の観点・具体的目標・具体的方策を設定して取り組む。年度末に評価を行い、次年度に向けた取組の改善にかす。